

第 1 1 3 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 9 月 2 9 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 9 月 2 9 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 5 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 第 103号議案 | 令和 4 年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 104号議案 | 令和 4 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 105号議案 | 令和 4 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 106号議案 | 令和 4 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 107号議案 | 令和 4 年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 108号議案 | 令和 4 年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 109号議案 | 令和 4 年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 110号議案 | 令和 4 年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 111号議案 | 令和 4 年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 請願第 1 号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率 2 分の 1 の復元をはかるための 2024 年度政府予算に係る意見書採択の請願について |
| 日程第 3 | 請願第 2 号 | 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書採択の請願について |

- 日程第 4 議会運営委員会「宍粟市議会議員定数」に関する調査報告
- 日程第 5 所管事務等調査について
- 追加日程第 1 発議第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書について
- 追加日程第 2 発議第 4号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 103号議案 令和4年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 106号議案 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 107号議案 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 108号議案 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 109号議案 令和4年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 110号議案 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 111号議案 令和4年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第 3 請願第 2号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書採択の請願について
- 日程第 4 議会運営委員会「宍粟市議会議員定数」に関する調査報告

日程第 5 所管事務等調査について

追加日程第 1 発議第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率 2 分の 1 の復元に係る意見書について

追加日程第 2 発議第 4 号 特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書について

応 招 議 員 (1 4 名)

出 席 議 員 (1 4 名)

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 山 下 由 美 議員
3 番 前 田 佳 重 議員	4 番 飯 田 吉 則 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 中 本 隆 敏 議員	8 番 垣 口 真 也 議員
9 番 神 吉 正 男 議員	1 0 番 林 克 治 議員
1 1 番 大 畑 利 明 議員	1 2 番 欠 番
1 3 番 欠 番	1 4 番 大 久 保 陽 一 議員
1 5 番 今 井 和 夫 議員	1 6 番 浅 田 雅 昭 議員

欠 席 議 員 (な し)

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 前 和 浩 君	書 記 岸 元 秀 高 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 幸 長 祥 太 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君	市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君	市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君
健 康 福 祉 部 次 長 有 元 靖 代 君	産 業 部 長 中 村 仁 志 君
建 設 部 長 樽 本 勝 弘 君	一 宮 市 民 局 長 田 路 仁 君
波 賀 市 民 局 長 大 田 敦 子 君	千 種 市 民 局 長 石 垣 貴 英 君
会 計 管 理 者 山 本 信 介 君	総 合 病 院 副 院 長 兼 事 務 部 長 菅 原 誠 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 大 谷 奈 雅 子 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（浅田雅昭君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第103号議案～第111号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第1、第103号議案、令和4年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第111号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を一括議題とします。

本9議案は、去る9月7日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していただいております。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、今井和夫議員。

○予算決算常任委員長（今井和夫君） 少し長くなりますが、よろしくお願いたします。

それでは、第113回宍粟市議会定例会において、本委員会に付託されました令和4年度各会計の歳入歳出決算に係る第103号議案から第111号議案までの9議案について、委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

審査場所、出席委員、欠席委員は報告書に記載のとおりです。また、説明員は各部局長以下関係職員で、審査資料は、報告書に記載のとおりですので御高覧ください。

審査の経過及び結果ですが、令和5年8月29日の定例会において上程があり、9月7日に予算決算常任委員会に付託され、第103号議案から第111号議案までの令和4年度決算認定に係る9議案の審査は、同日予算決算常任委員会を招集し、7人の

委員で構成する小委員会である決算委員会で、詳細審査をすることに決定しました。

同日に決算審査に係る調査準備を進めるため、決算委員会を設置し、正副委員長の互選、審査日程及び審査要領等を協議しました。

決算委員会は9月11日から14日までの4日間、説明員の出席を求め審査を行い、その後9月26日に予算決算常任委員会を招集し、決算委員会の審査報告を受けました。

続いて質疑、自由討議を行いました。発言はありませんでした。その後、採決を行いました。

予算決算常任委員会としての採決の結果は、まず第103号議案、令和4年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第104号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に第105号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第106号議案、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第107号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第108号議案、令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第109号議案、令和4年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第110号議案、令和4年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第111号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、審査の中で委員から出された質疑と回答、主な意見と指摘事項は報告書記載のとおりです。長文となりますので意見のところのみを報告させていただきます。

まず、市長公室においては、発酵のまち推進事業については、日本酒発祥の地のブランド力を生かし、日本酒、甘酒、米こうじ、みそ、しょうゆ、漬け物など多様な発酵食品が作り出される宍粟市の自然の豊かさや魅力をPRし、入り込み客数

の増加につなげるとともに、発酵食品が市内飲食店等で提供できる支援体制や、学校給食から各家庭に健康食として浸透していく取組を進めることで、市民が発酵のまちとして誇りを持てるように進められたい。

生活圏の拠点づくり事業については、人口流出のダム機能を発揮させるためにも、市長公室として、人口流出の年齢層別の分析、就業構造等の調査を行い、政策展開をすることが必要である。市民協働センター周辺を生活圏の拠点として維持するためにも、集落と生活圏の拠点を結ぶ公共交通のネットワーク化を強化されたい。

営業部設置事業については、予算時の数値目標は達成したとのことだが、その先のビジョンが見えない。具体的な数値目標を設定し、費用対効果を検証しつつ、事業を進めること。また、職員のスキルアップにも寄与すると期待をしていたが、マンパワー不足で内製化は難しいとの御回答でありました。営業部に関する事業に特化した人材の配置も検討されたい。

市長公室全体として、他部局との連携を強化し、地域課題解決に、民間活力の活用等も視野に入れ、市として最重要課題である人口減少問題に向けた政策を横断的に展開できるように、人員補強も含めた検討を行い、相対的な検証を行う部局として、各施策の調整機能を発揮されたい。個別施策補助事業については、総合計画のまちづくり手法にどのような成果をもたらしているのかを、単年度ごとにチェックできる仕組みづくりが急務で、時代の変化に柔軟に対応されたいとのことでした。

続いて総務部においては、行政手続オンライン化業務について、自宅や出張先などから、さらに利用していただけるようセキュリティー問題に気をつけながら、手続の簡素化を進めていただくとともに、職員の負担軽減につなげていただきたい。職員研修事業に関しては、政策形成能力の向上を目的とした実践型研修、意識改革プロジェクトによって、新たな宍粟市の展望を見いだせるような研修を検討されたい。財政健全化について、経常収支比率の弾力化を図るため、補助費等、物件費、委託料などについてさらなる検討を求めるというものでした。

続いて市民生活部においては、地域生活交通対策事業について、今後、高齢者運転免許返納者が増えてくることから集いの場となっている生活圏の拠点と集落をつなぐ小型バスを地域のニーズに合ったネットワークの構築と充実にも努められたい。生涯学習推進協議会については、従来の自治組織を補完するまちづくり活動に特化した組織となる地域運営組織と一体になることにより、地域問題の解決に取り組む体制づくりに努められたい。

ごみ収集運搬事業については、高騰するごみ収集委託料をいかにして抑えるかの

方法を、現状の見直しと研究により検討されたい。

男女共同参画社会づくり推進事業については、自主的な取組を推進するための事業に成果が現れていない。宍粟市への女性回帰率を高めるために、ジェンダーギャップの解消につながる施策展開に努められたい。また、令和4年度新規補助事業である研修参加事業と市民参画支援事業の効果を見極める必要がある。

御形の里づくり事業については、一宮北部地域の活性化として、家原遺跡公園という歴史的遺産がどのように活用された事業展開なのか明確にした上で、そのPRと集客に努める必要があるというものでした。

続いて健康福祉部においては、外出支援サービス事業について、障がい者や要支援高齢者等の移動手段として社会的な役割を果たしているが、宍粟総合病院から遠距離にある透析患者への経済的負担が増しており、新たな施策が必要となっている。

ひきこもり対策推進事業について、サポート事業に関して、先進的な取組を行っていることから、居場所利用者や当事者及び家族の相談件数も増えている。このため、委託事業に関わるピアサポーターの人件費が適正に算出されているか検証が必要である。また、社会とのつながりを持っていないひきこもり当事者や、家族の把握と関わりについて検討されたい。

また、こども家庭庁が創設されていることから、全ての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態であることができる子どもの居場所の創設に向けて、官民が連携しながら取組を進められたいというものでした。

続いて産業部においては、再生可能エネルギー利用促進事業については、黒土の小水力発電所の稼働は評価できるが、それに続く地域が見られないことから、担当部局の推進活動への注力が望まれる。

森林整備推進事業については、国の造林補助金の配分額の減少と担い手不足のため、引き続き国・県への要望と人材育成に力点を置いた施策の推進に努められたい。

指定管理料については、指定管理者が施設の管理運営を行うために必要な経費の算定において、指定管理業務の範囲と応募者の責任範囲の明確化、利用料金制の採用の有無等を基に適切な経費の算定が求められる。また、施設の更新の是非や責任分担などの再検討が必要であると考え。また、今後収益事業について、監視体制を整えた上で、動向を見ていく必要があると考える。

しろう森林王国観光協会支援事業への補助事業については、成果が見えにくいた

め、目に見える数値目標を立てることが望まれる。また、専門知識を有する外部人材の登用も一考されたいというものでした。

続いて建設部においては、移住・定住支援事業については、森林の家づくり事業の実績からも、効果的な事業として一定の評価をできる。引き続き移住後の地元とのトラブルが起こらないような体制づくりを図っていただきたい。

水道老朽化更新事業については、健全な経営のために効率的な事業推進を図られたい。なお、水道事業全般に対しては引き続き国・県の財政支援の確保に努められたいというものでした。

続いて教育部においては、多子世帯保育料軽減事業については、現行制度の第1子の年齢制限や保護者の所得制限をなくし、多子世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもを産み育てやすい環境整備に努められたい。

学校生き生きプロジェクト事業補助金については、今後も自主的かつ主体的に取り組む学校独自の教育活動として推進されたい。本事業の運営に当たっては、児童・生徒が地域社会との交流や地域経済の仕組み、並びにもものづくり体験などを学ぶ機会と捉え、児童・生徒が自主的・主体的に企画立案していける環境づくりに努められたい。

第3子以降学校給食費助成事業については、多子世帯への学校給食費補助として、第2子以降を対象とした助成事業の拡充や、第3子以降を対象とする場合にあっては、就学前の副食費等の補助金について、3歳児未満を対象とする制度に見直すなど検討をされたい。

小中一貫教育の推進については、推進教員、市費臨時講師が重要な役割を果たしていることから、スタート時から2年間の配置で終わることがないように、継続的な配置が望まれるというものでした。

続いて総合病院においては、公立病院は、新興感染症等の感染拡大時に備え、そうした取組は平時から進めておく必要があるため、院内クラスターの発生防止や新規入院患者の受入れを一時中止する事態を招かないよう、十分な体制による取組を進められたい。

コロナ禍の影響を含む当面の経営環境は厳しい状況が続くと思われる中で、今後の情勢を的確に見据えつつ、環境の変化に適応し、地域に密着した安全で良質な医療を持続的に提供していくためには、経営の健全化が不可欠であることから引き続き収益の確保や費用の抑制、最適化の取組を総合的に推進し、効果的な経営改善につなげられるように要望する。

また、現在経営強化プランの策定中であり、来る新病院整備を見据えて、健全で持続可能な病院となるよう努められたいというものでした。

最後に、予算決算常任委員会では、9月26日の全体会におきまして決算に係る重要施策の評価次年度予算への提言を改めて行うことを決定し、予算決算常任委員会としての審査を終了いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第103号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず反対者の発言を許します。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 2番の山下です。第103号議案、令和4年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和4年度決算におきましては、男女共同参画の推進のため、意識の醸成を図ったり、環境の整備が行われました。生理の貧困対策やジェンダー平等の観点から、市内の小・中学校に必要なときに生理用品が利用できる、ストックボックスが設置され、安心して学校生活を送れるように環境整備が行われたことを評価しております。

しかし、毎年度指摘を続けてきましたが、令和4年度予算におきましても、公立幼稚園、公立保育所の耐震工事や建て替えの予算が計上されておりました。この原因は、宍粟市幼保一元化推進計画に基づき、公立幼稚園、公立保育所を廃止し、民営化による認定こども園の建設を推進してきたからであります。このため、地域や保護者等の意見や要望を聞き、政策を進めることが十分であるとは言えない結果となったと考えております。

また、これも毎年度指摘を続けておりますが、多子世帯の経済的負担の軽減を目的とした第3子以降の児童・生徒の給食費の制度について、3人の子どもがいる多子世帯でも対象とならないケースがあり、矛盾が生じています。学校給食費は、義

務教育に係る費用の中でも非常に重い負担となっており、全ての児童・生徒の給食費の無償化を行うべきでありました。

次に外出支援サービスであります。令和4年度においては、サービス内容が大きく後退いたしました。前年度決算と比較しても、2,453万円も減額しております。これでは、事業の成果評価に記載されているような外出が困難な高齢者や障がいのある人の自立した生活の支援や、社会参加の促進が図れたとは言えないのではないのでしょうか。

以上主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、大久保陽一議員。

○14番（大久保陽一君） 14番の大久保陽一です。第103号議案、令和4年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

決算委員会での決算審査におきましては、予算が適正に執行されているか。また、当初目標としていた成果があったのか。また、財政指標は健全に向かっているかなどを重点に審査いたしました。

何といたっても令和4年度は、ウクライナ情勢や円安の影響などによるエネルギー価格や物価の高騰、新型コロナウイルス感染症対策による影響が長期化する中、市民生活に大きな影響を与えた1年となりました。市民の安全・安心を第一とした感染症対策に取り組み、エネルギー価格等の高騰への対策として、生活困窮者をはじめ、全ての市民に速やかな支援対策が講じられていました。

歳入決算額は250億8,978万7,000円となり、歳出決定額も242億2,411万1,000円。歳入歳出差引額は8億6,567万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、7億6,780万5,000円の黒字であります。

農業振興として、宍粟市ブランドちくさの舞の販売開始。観光振興では、山崎市民局跡地を観光駐車場として整備されたほか、楓香荘跡地整備事業の着手など、観光客の受入体制の充実も図られてきました。

電気使用量の多い本庁舎、北庁舎の照明LED化を進め、電気使用量の省力化も図られています。

市街地の骨格を形成する都市計画道路山田下広瀬線の令和7年度全面開通に向け、整備も一層進められています。生活圏の拠点づくりの推進においては、（仮称）波賀市民協働センター整備工事が着手されました。

学校教育の充実では、学校規模適正化の推進により、鳶沢小学校校舎の改修など、教育環境の充実が図られました。

新病院建設事業においては、通院しやすい環境を整えるために、新病院への進入路整備も行われました。さらに、介護サービス事業者と求職者をつなぐプラットフォームにおいて、介護人材の確保と定着に努められました。

また、ジェンダーギャップへの理解や職員の意識改革を目的とした職員研修も行われました。自治体の行政手続オンライン化について、行政手続ができる環境も整います。急激な円安や物価高、目まぐるしく変わる社会環境に市職員一丸となり、的確に迅速に対応されたのではないかと考えます。

(仮称)波賀市民協働センター整備工事着手をはじめ、これまでの流れに沿って事業も適切にこなされ、予算も的確に使われてきたものと判断しました。また、それとともに、積極的な繰上償還の実施、起債の発行額の抑制などを行った結果として、財政指標も好転しています。

経常収支比率は93.9%、実質公債費比率は6.6%と良好です。将来負担比率は65.6%とこれも良好です。市債残高も前年度に比べ、一般会計分で、10億6,367万7,000円減。全ての会計分で、27億9,724万5,000円、5.3%の減となっております。財政指標の数値からは、将来への不安が小さくなってきている様子がうかがえました。

以上を鑑みた結果、令和4年度決算は認定すべきものと考えます。今後におきましては、厳しい財政状況の中でも、時代の変化に伴う新たな事業展開が求められています。固定資産税などの税収基盤である地価下落を食い止め、未来に希望を与える事業展開や規制の撤廃なども求められます。

各種補助金などを筆頭に、見直すべきものは勇気を持って見直し、スクラップしていく決断をしていただき、新たな時代のニーズに的確に対応するための規制の撤廃なども進めていただくことを申し添え、私の賛成討論といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 次に、第104号議案から第108号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、第104号議案の反対者の発言を許します。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 2番の山下です。第104号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険の被保険者には、年金生活者を含む無職、あるいは非正規労働者など低所得の世帯も多く、高い国民健康保険税が生活を圧迫しています。その上、令和4年度は、保険税率を上げる改正が行われました。一般会計からの法定外繰入を行い、国民健康保険税を引き下げるべきでありました。また、滞納処分として、預貯金などの差押えや短期保険証の発行が行われていますが、直ちに中止し、宍粟市明が安心して医療を受ける権利を保障するべきでありました。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

続きまして……。

○議長（浅田雅昭君） 山下議員、第104号で終わってください。次にまた言います。

○2番（山下由美君） 失礼いたしました。反対討論といたします。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 9番、神吉正男です。第104号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度の歳入総額約44億2,553万円に対し、歳出は約43億9,007万円であり、実質収支額は約3,545万円の黒字決算となりました。

歳入として、県支出金や市の法定内繰入をすることにより、全ての世代で広く安心を支えていく全世代型対応型の社会保障制度となっており、市民が安心して医療を受けることができ、この保険事業は適切な運営ができたものと考えます。

保険料支払いの負担軽減についてですが、低所得者に対して、均等割と平等割の応益保険料について、7割、5割、2割の減額を、また子育て世帯の負担軽減の観点から、未就学児がいる場合は、均等割額の2分の1をさらに軽減するなど、減額措置も図られています。

よって私はこの第104号議案について賛成すべきと考えます。議員各位の御賛同をよろしくお願い致します。

○議長（浅田雅昭君） 続いて、第106号議案の反対者の発言を許します。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 2番の山下です。第106号議案、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度です。高い介護保険料と合わせて、

年金から天引きされ、高齢者の生活を追い詰めています。75歳以上になれば、病気にかかりやすくなる方も多くなり、治療にも時間がかかってきます。令和4年10月1日から、医療費窓口負担1割から2割への引上げが行われました。後期高齢者医療制度の対象となる人たちの暮らしや命、健康を守れない時代が進行していることを危惧しております。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 5番の八木です。第106号議案、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入し医療給付等を受ける保険制度で、都道府県ごとに全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が医療事務を行い、市町村では保険料の徴収と窓口業務を行い、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療制度であります。

また、保険料の支払いが困難になった方には、相談に寄り添い、分納での支払い、短期証の発行も行い、生活に不安がないよう配慮もされております。

よって、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事務特別会計決算においては、昨年度と同様の収入を維持しており、適切に業務を遂行しているとして本特別会計は賛成であります。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 続いて、第107号議案の反対者の発言を許します。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 2番の山下です。第107号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和3年度から第8期が始まりましたが、介護保険料の月額基準額は、第7期と同額の6,700円としております。しかしながら、宍粟市の介護保険料は兵庫県下でも高く、高齢者の生活を圧迫し、介護保険料を何とか支払っても、サービスを利用するときの利用料負担が重く、その人に必要な使わなければならないサービスが使えない人もおられます。介護保険料を引下げ、サービス利用料の市独自の減免制度をつくるべきでありました。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 11番、大畑です。第107号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和4年度介護保険事業につきましては、介護サービス及び介護予防サービスなど、保険給付費に係る決算額は約43億5,000万円であり、前年度比マイナス8,000万円となりました。

これは前年度比において、要介護認定者の出現率の減少及び介護度の高い人の減少などに起因することにより、介護サービス費が若干減っているものと思われまます。介護が必要な高齢者が増える一方、保険料を負担する人口が減り、介護保険の財源不足が懸念されますが、介護保険事業の財政運営は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画の範囲内で推移しておりまして、適正な事業推進が図られていると判断いたします。

また、地域支援事業費の介護予防、日常生活支援に寄与する総合事業についても、前年度比マイナス1,500万円の決算額であります。住民主体の通いの場を充実させるなど、多様な担い手の参画や地域の支え合いなどにより、要支援者などに対する支援が継続されています。今後とも、地域における医療・介護・予防・生活支援などのサービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けて、さらには取組を強化されるよう期待するものです。

以上のことから、令和4年度介護保険事業特別会計については、妥当な財政運営が図られていると判断し賛成といたします。議員各位の御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 次に、第109号議案から第111号議案について討論を行います。本3議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第103号議案を採決いたします。

第103号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第103号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅田雅昭君) 起立多数であります。

第103号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第104号議案を採決いたします。

第104号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第104号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅田雅昭君) 起立多数であります。

第104号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第105号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第106号議案を採決いたします。

第106号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第106号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(浅田雅昭君) 起立多数であります。

第106号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第107号議案を採決いたします。

第107号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第107号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（浅田雅昭君） 起立多数であります。

第107号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第108号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第108号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第108号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第109号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第110号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第110号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第110号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第111号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第111号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第111号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 請願第1号

○議長(浅田雅昭君) 日程第2、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

本請願は、去る8月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長(神吉正男君) 令和5年8月29日に審査付託のありました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願については、去る9月1日、第10回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告いたします。

請願第1号の審査につきましては、紹介議員と宍粟市教職員組合から参考人として御出席をいただき、請願内容の詳細な説明を求めました。

請願の趣旨は、中学校、高等学校での35人学級の早期実施。学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するための加配教員の増員や、少数職種の配備増など教職員定数改善の推進。また教職員未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材の確保に努めること。全ての自治体で、定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財源措置を講ずることなどについて、国の関係機関への意見書提出を求めるものです。

審査の中で委員からは、毎年のように請願が出されているが、教職員組合としての運動の在り方や政府の対応について質疑があり、教職員組合からは、中教審の緊急提言の中に働き方改革について触れられている。また、国庫負担についても言葉としては述べられているが、動きとしては見えづらく、継続して活動していくべきと考えている。

また、今年度は兵庫県議会でも同じような国庫負担を増やすことを求める請願が

通っている。毎年ステップアップしていけるよう、引き続き国の方針を変えていただくように働きかけていきたいと考えているとの回答がありました。

そのほか、参考人に詳細な説明を求め、審査した結果、請願第1号については全会一致で採択すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論であります。通告がありませんので討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

請願第1号は、採択となりました。

9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長（神吉正男君） ただいま採択されました請願につきまして意見書を提出したいと思います。

○議長（浅田雅昭君） お諮りします。

ただいま、文教民生常任委員長より教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、対追加日程第1、発議第3号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第3号

○議長(浅田雅昭君) 追加日程第1、発議第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書についてを議題といたします。

本発議は文教民生常任委員長より提出されました。この際、提出者に趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長(神吉正男君) ただいま採択いただきました請願1号について、趣旨説明を行います。

お手元の資料を御参照ください。

この意見書については、宍粟市教職員組合から令和5年8月7日付、請願第1号にて、議長宛てに採択の依頼があり、文教民生常任委員会に付託され、本委員会で請願者に意見聴取と審査を行いました。

本日の本会議において、全会一致でこの請願の趣旨に賛同し、採択するべきものと決したため、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書の提出を提案するものです。

議員各位には、意見書の採択に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(浅田雅昭君) 文教民生常任委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅田雅昭君） これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

発議第3号は原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。ただいま可決されました意見書の取扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

意見書の取扱いは議長に一任されました。

日程第3 請願第2号

○議長（浅田雅昭君） 日程第3、請願第2号、消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書採択の請願についてを議題とします。

本請願は、去る8月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長（神吉正男君） 令和5年8月29日に審査付託のありました、請願第2号、消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書採択の請願については、去る9月1日、第10回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告いたします。

請願第2号の審査につきましては、紹介議員に参考人として御出席をいただき、請願内容の詳細な説明を求めました。

請願の趣旨は、特定商取引法、平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を国に求めるものであり、訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合に勧誘してはならない制度とすること、及び事業者の登録制の導入。またSNSなどのインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制、クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度

の導入。さらに連鎖販売取引について、国による登録確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化することなどについて、国の関係機関への意見書提出を求めるものです。

審査の中で委員から訪問販売、電話勧誘販売の中で、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度、また事業者側にも登録制を導入することについて質疑があり、紹介議員からは、電話による勧誘行為を拒否する意思を消費者があらかじめ電話番号を登録して、事業者が登録者へ加入することを禁ずるという制度で、登録した電話にかけたときは、法的な処罰を受けるという内容である。

また、事業者にとっては、店舗販売に準ずる信頼にもつながることになるため、事業者側へも登録制度の導入を求めるものであるとの答弁がありました。

そのほか、紹介議員に詳細な説明を求め、審査をした結果、請願第2号については全会一致で採択すべきものと決しました。

○議長（浅田雅昭君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、飯田吉則議員

○4番（飯田吉則君） 一つ質問させていただきます。

この訪問販売等の禁止事項の中に、正当な訪問販売、消費者を偽るような販売ではなく、正当に販売行為として行っているものもございます。そういったことまで規制の対象になるという心配があるかと思うんですけれども、その辺についてのやり取りはございましたでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男委員長。

○文教民生常任委員長（神吉正男君） 正当な活動を行っておられる事業者のことについての質疑はありませんでしたが、先ほどの説明の中にもありましたとおり、事業者もその登録をすることにより、正当な事業を行っているものであるということを立証することができるという意味合いにおいて、有効な法律ではないかと判断した次第でございます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論であります。通告がありませんので討論を終了したいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

請願第2号は採択となりました。

9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長(神吉正男君) 採択されました請願につきまして意見書を提出したいと思います。

○議長(浅田雅昭君) お諮りします。

ただいま、文教民生常任委員長より、特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書が提出されました。

この際これを日程に追加し、追加日程第2、発議第4号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

追加日程第2 発議第4号

○議長(浅田雅昭君) 追加日程第2、発議第4号、特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書についてを議題といたします。

本発議は文教民生常任委員長より提出されました。この際、提出者に趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長(神吉正男君) ただいま採択いただきました請願2号につきまして、趣旨説明を行います。

お手元の資料を御参照ください。

この意見書については、兵庫県弁護士会から令和5年8月9日付、請願第2号にて議長宛てに採択の依頼があり、文教民生常任委員会に付託され、本委員会で紹介議員に意見聴取と審査を行いました。本日の本会議において、全会一致でこの請願の趣旨に賛同し、採択するべきものと決したため、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書の提出を提案するものです。

議員各位には、意見書の採択に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 文教民生常任委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） これにて討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。ただいま可決されました意見書の取扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

意見書の取扱いは議長に一任されました。

日程第4 議会運営委員会「宍粟市議会議員定数」に関する調査報告

○議長（浅田雅昭君） 日程第4、議会運営委員会「宍粟市議会議員定数」に関する調査報告を議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、4番、飯田吉則議員。

○議会運営委員長（飯田吉則君） それでは、議会運営委員会におきまして調査・協議いたしました宍粟市議会議員の定数についての報告をさせていただきます。

11ページにわたる報告書でありますので、要点のみ報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1番、このたびの議員定数に関する協議の経緯でございますが、令和3年10月に議長から議会運営委員会に対して、近隣のたつの市や姫路市で定数削減の事例があったこと、本市議会の選挙において、立候補者が少なく無投票であったことから、今後本市議会において、適正な人員定数についてどうあるべきか検討することを諮問されました。そこで、まずは検討手法等から協議を開始することといたしました。

次に、これまでの経緯、議員定数の移り変わりでございますが、合併当初は特別に旧町単位の選挙区定数を設けて26人とされておりました。平成19年12月議会において、定数20人に改正され、その後、平成23年9月議会において設置されました特別委員会の交流分科会で検討を経て、18人が妥当であるとの結論になっております。

また、平成28年2月議会においては、議員発議により18人から2人減の議員定数条例一部改正が提案・可決されております。それにより、定数16人となりました。

また、そのことにより、総務文教常任委員会、民生生活常任委員会、産業建設常任委員会の三つの体制から総務経済常任委員会、文教民生常任委員会の2常任委員会に再編しております。

そして、令和3年の市議会議員選挙では、定数と同じ16人が立候補し無投票となりましたが、その後2人が辞職となり、現在14人で議会運営を行っております。

次に、議会運営委員会の調査研究の経過、記録でございます。

第1回目の令和3年11月の第14回議会運営委員会におきまして、検討・協議をスタートしております。令和5年9月に結論を出すことや、特別委員会の設置について意見が出され、次期の立候補を考えて、1年前では遅いと考えたスケジュールとし、議運での検討事項として承認され、この間調査・研究をしております。

議会運営委員会では、人口、面積が同規模の自治体との比較及び定数に対する考え方を協議、議員協議会への報告・協議、また、各会派、無会派議員を問わず、それぞれの議員からの調査・研究、市民からいただいた意見を基に考えを出し合い、宍粟市連合自治会長の皆様から、また議員定数を議題とした議会報告会の開催により、市民意見の聴取を行いました。

その後も協議を重ね、現状維持、2人減、4人減の3案に絞ってまいりましたが、一つにまとめることが困難な状況を協議・調整の場として、全議員による議員協議会において報告し、議会運営委員会の責任で答申をすることを最終決定することになりました。

次に、報告の5番、5項からになります。

このたび、市民の皆様からいただいた意見でございますが、まず連合自治会長会では、議員の職責を果たすための人数を減らす場合の議員1人当たりの負担の問題、立候補ができるための取組の検討、議員定数の検討が、議会内の活動を点検し見詰め直す機会にすべきである。活動を市民に知ってもらえるよう取り組むべきである。議員一人一人の資質の向上を議員全員でやるべきとの意見をいただきました。

また、議会報告会では、無投票は避けなければならないが、現状維持で頑張ってもらいたい。若い人が立候補できるようにし、議会の動きが見えるようにすべきだ。選挙をするために定数を減らしては駄目だ。また、現在2人少ない14人で問題がなければそれでもよい。人数ではなく中身であり、議員の質が問題だ。市民意見を反映してくれるなら、人数は何人でもよい。もっと市民との対話、意見交換が必要である。議員からもっと市政の情報を出すべきだ。若い方、女性議員が少ないなど、定数として人数に関するだけでなく、議会の活動の在り方、資質の向上であったり、立候補されやすい状況をつくる取組や市民との対話、意見交換、情報発信などの意見をいただきました。

次に7番、7ページの終わりのところでございますが、調査・研究、市民の皆様からいただいた意見を基に、各会派議員の考え方や理由を記載しております。

まず現状維持とする意見としましては、議会は議論する場であり、討議を高めるには現状の数が必要。行政の監視機関として責任を果たすためには、議員の調査能力、専門性を高め、議論を深めることや、市民との意見交換の機会を増やしていくには現状の議員数は必要。削減すれば、女性や若年層の議会選出が難しくなる。面積や人口規模から、全国の他市議会と比較して議員数が多いほうではない。選挙をするためだけに定数を削減することはエビデンスに欠け、議論すべき争点や論点が

一方に硬直するおそれがあるなど。

一方、削減すべきとする意見としましては、現状2人減の状況で活動できている。人口減少に合わせて減らすべきである。質を高める意味では、選挙も重要である。現状では次回も無投票になる可能性が高く、必ず民意を問える議員定数とすべきなどとの意見がありました。

以上、これまでの協議等を経て、会派等全議員からの意見を取りまとめた結果、現状維持が過半数を占める状況を鑑み、議会運営委員会としては現状維持すべきものと決しましたので報告いたします。

最後に、この間、市民の皆様から意見を拝聴いたしました。その中で議員の資質についての御意見を多くいただきました。

議会運営委員会では、この御意見を真摯に受け止め、市民の皆様から求められている議員の資質向上はもとより、議会並びに議員個人によるけんさんとともに、議会活動のより一層の見える化を進めるべく、議会活動の透明性や広報活動の活性化などについて、一つ、議員一人一人の資質を高めるための研修事業の実施。二つ、広報広聴常任委員会と協力して、議会報告会及び議会だよりの中で、透明性のある情報発信と広報活動を行う。以上2点について取り組んでいくことを確認いたしました。

以上、報告を終了いたします。

また、市民の皆様へは、10月下旬から開催準備を進めている議会報告会の中で報告や後日議会ホームページにて報告書を掲載する予定でありますので、御確認等いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、林 克治議員。

○10番（林 克治君） ただいま議運の委員長から報告があったわけなんですけども、その報告の内容はよく分かったんですが、議会の手続として、まず今調査されたのは、議長から議運の委員会に諮問があったということで調査を行ったということでございます。それで、諮問されたら答申するわけなんですけど、これは議長から諮問されとんで、議長に答申したら済むわけなんです。

それで、何でこの本会議場でそういう報告をされたのか。普通だったら、地方自

治法とか、それから会議規則とかに定められて、報告事項はルールあります。今日当局のほうから専決処分の報告がされてます。上がってますけどね。

これは、ちゃんと法律とか会議規則とかに基づいた報告です。ですから、議事日程に上がっておるわけなんですけども、この日程4のただいまの報告、これを議事日程に上げた根拠がちょっと私分かりませんので、ちょっと説明していただけないか。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則委員長。

○議会運営委員長（飯田吉則君） これまでも委員会活動の報告等をこの場で行っております。また今回も答申いただいたものについて、全議員にも報告する必要もございまして、この場で報告させていただくということで決定しております。

○議長（浅田雅昭君） 10番、林 克治議員。

○10番（林 克治君） いや、私が言いよんは、法的根拠を示してほしいということなんです。今までやっと思ったからどうのこう、慣例だということでは、その根拠がないと思うんですが。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則委員長。

○議会運営委員長（飯田吉則君） 法的根拠についての御質疑でございますが、今までやってきたということに基づいて、今回やっておるということに対しての御指摘と受け止めます。委員御指摘の部分につきましては、今後、議会運営委員会の中で、その在り方について検討は進めていきたいと思っております。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

10番、林 克治議員。

○10番（林 克治君） 議会は議決する場所だと思うんです。ですから議案とかいろいろ承認とか、いろいろあるんですけども、この日程第4については、議案とも何とも書いてないんで、これは議決するんですか。どうなん。報告を受けてそれで終わりですか。どうなんですか。普通は書いてあると思うんやけどね。議員は、請願とかいろいろ。何もないんやけど、根拠がないと思うんやけどね。

ちゃんと、やっぱりルールに基づいてやってもらわんとあかんと思うんですけども、ちょっとそのところが分かりにくいんですが。

○議長（浅田雅昭君） 4番、飯田吉則委員長。

○議会運営委員長（飯田吉則君） これはあくまでも報告事項でございまして、議決事項ではございません。先ほどから御指摘の部分につきましては、今後の議会運営委員会の中で検討事項とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） ないようですので、これで議会運営委員会の議員定数に係る調査報告を終わります。

日程第5 所管事務等調査について

○議長（浅田雅昭君） 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって、第113回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、御苦労さまでした。

第113回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

猛暑日が続く毎日でありましたが、ここに来て、朝夕は少し過ごしやすくなりました。議員各位におかれましては、8月29日開会の本定例会におきまして、令和5年度各会計の補正予算や条例の一部改正、また令和4年度各会計の決算認定につきまして、慎重審議を賜り、全ての議案について、適正妥当な結論をいただきましたことに感謝を申し上げます。

さて、令和3年度から検討しておりました。議員定数の見直しについては、このたび、議会運営委員会において現状維持という結果に至りました。見直しに当たっては、議会報告会等で、市民の皆様から様々な御意見をいただきましたので、今回

の議員定数の見直しの結果については、議会としてしっかりと市民の皆様に説明し、評価を受けなければなりません。

令和5年4月に地方自治法の一部改正があり、地方議会の役割、責任、議員の職務等が明確化されました。議員各位には改めてその職務の重要性を認識いただき、市民の福祉増進のため御精励くださいますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶いたします。

○市長（福元晶三君） 第113回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

朝夕は少し涼しさを感じるようになり、秋の訪れも間もなくとなる季節になってまいりました。市内では収穫作業も進み、実りの秋本番を迎えているところであります。

去る8月29日に開会をいたしました第113回宍粟市議会定例会は、浅田議長、今井副議長をはじめ、議員各位の御精励により、全議案につきまして、滞りなく議了いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきましては、宍粟市消防団条例の一部改正、令和5年度一般会計補正予算、令和4年度の各会計の決算の認定など、追加議案を含め22件の議案につきまして、慎重に御審議をいただきましたこと改めてお礼を申し上げます。

また、一般質問におきましても、日本一の風景街道づくりなど、将来のまちづくりに向けた様々な御提言をいただきました。今後の市政を運営する中で、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、新型コロナワクチンの秋冬接種が、全国各地で今月の20日から令和6年3月末までの期間、全世代を対象に始まりました。本市におきましては、宍粟市医師会や総合病院など、医療従事者の皆様の御協力の下、10月7日から接種を行うこととしております。接種対象の皆様には、接種券を御案内しておりますので、ワクチン接種を御希望される方は、予約等の手続をお願いしているところであります。

一方、コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する中で、市内各所では、市内外からのお客様でにぎわいが戻ってまいりました。さらに、秋の紅葉シーズンには多くの来場者が見込まれる中、これまで御提言をいただいております朝市につきまして、市内二つの農協や関係者の皆様の御協力の下、10月22日に開催することとなりました。この取組を通じて、産業振興はもちろん、地域の皆さんの活力につなげていくとともに、本市の新たな風景として、朝市がこれから定期的で開催できるように、市民の皆様とともに作り上げていきたいと思っております。

さらに、紅葉の景勝地である音水湖を中心としたサイクルイベントを、10月29日に兵庫県と連携して実施をすることとしております。爽やかな風を感じながら、本市のすばらしい紅葉を満喫していただければと思っております。

また、それぞれの地域におかれては、秋祭りや各種のイベントが開催されるなど、本格的に町全体がより活気あふれる時期となってくることと思います。それぞれの関係の皆さんに、さらに御尽力をいただき、共に地域の活力をつくり上げていきたいと、このように考えております。

結びに当たりまして、議員の皆様には、なお御健勝にて、宍粟市の発展に向けより一層の御尽力を賜りますとともに、今後とも市政に対する御理解と御支援、御協力をお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。

長期間ありがとうございました。

(午前10時52分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 浅 田 雅 昭

宍粟市議会議員 中 本 隆 敏

宍粟市議会議員 垣 口 真 也